# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
19	災害対策基本法に関する事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、災害対策基本法に関する事務関連事務における特定個人情報保護ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

#### 評価実施機関名

須坂市長

#### 公表日

令和5年4月1日

#### 用油棒机

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	災害対策基本法に関する事務				
②事務の概要	灰舌対束基本法に基づき、彼灰有百帳の作成に関する事務 1. 被災者支援について支援漏れや手続きの重複等をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ 効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に管理 ・須坂市は、災害対策基本法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関				
③システムの名称	被災者支援システム、サービス検索・電子申請機能				
2. 特定個人情報ファイル	名 名				
被災者支援ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番36の2				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第56の2項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	総務部 総務課				
②所属長の役職名	総務課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	須坂市総務部総務課庶務係 〒382-8511 須坂市大字須坂1528-1 ☎026-245-1400 内線3112				
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	総務部総務課危機管理係 〒381-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地1 電話番号(026)-245-1400 内線3116				

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年4月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	15年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎	項目評価	書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ重	直点項目評价	価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	と入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	ウシステムを	を通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ O ]	内部監査 [ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	5.②所属長の役職名	総務課長 平林和彦	総務課長 牧章一	事後	人事異動による
令和3年3月1日	表紙 評価実施機関名	長野県須坂市長	須坂市長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	5.②所属長の役職名	総務課長 牧章一	総務課長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	Ⅱ1.2 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	令和3年3月1日	事後	公表日の計数
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによ る情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う変更のため
令和4年4月1日	Vリスク対策 8. 監査 実施の有無	[〇]自己点検	[O]自己点検 [O]内部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年3月1日	令和4年4月1日	事後	公表日の計数
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日	令和4年4月1日	事後	公表日の計数
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要		また、サービス検索・電子申請機能での書類の 受領及びマイナポータルのお知らせ機能での 通知を行う。	事前	サービス検索・電子申請機能 運用開始に伴う変更
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	被災者支援システム	被災者支援システム、サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和5年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和5年2月17日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月17日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義 務付けられる	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月17日	IV 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月18日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	見直しに伴う修正
令和5年2月18日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	見直しに伴う修正
令和5年2月18日	IV 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	見直しに伴う修正
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数